

豊島省税会 会報

第17号
平成18年1月



豊島間税会

目 次

年頭のご挨拶	豊島間税会 会長	若松 隆雄	1
新年のご挨拶	豊島税務署 署長	田中 豊	2
税を考える週間	豊島間税会 青年部長	藤川 盛弘	3
豊島間税会関連平成18年度行事予定			4
平成17年度納税表彰			5
受賞者の喜びの声	豊島間税会女性部長	野村 要子	6
受賞にあたって	豊島間税会理事	鎌田 俊一	6
平成17年度上部団体行事（平成17年1月～12月）			7
間税会とは			8
中学生「税についての作文」			
「日本と世界の税の違い」 東京納税貯蓄組合総連合会会長賞			
	 巣鴨北中学校 長内 結		10
「父とビールと税金」 豊島区長賞	区立西池袋中学3年 矢戸 加奈		11
「税が救う尊い命」 豊島区教育長賞	駒込中学3年 木下 真里奈		12
税務署だより（確定申告特集）			13
編集後記			23

消費税 活かすみんなの 間税会



年頭のご挨拶

豊島間税会会長 若松 隆雄

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様方には、輝かしい新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

昨年度は私ども間税会では特に改正消費税の周知徹底を図る為説明会の開催又「税を考える週間」等に格段のご協力を賜り誠に有り難うございました。

さて、景気は上向きそれに伴い株価もバブル以来の上昇を続けさらに個人消費も拡大しデフレも終息ともいわれていますが、中小企業を取巻く環境はまだまだ先の見えないものもあるようで、完全に二極化されているようにも思われます。唯政府の経済報告では「緩やかに回復している」との事で新年度に期待したいと思います。

又、政府の税制大綱では2兆円超の増税で、定率減税の廃止、税源移譲の問題、酒税の見直し等、税制改革が進行されて来てますがいずれ、今年後半より来年にかけては消費税率上げも論議される事と思われます。間税会としてもさらなる税知識の周知徹底を図るとともに税制及び執行に関する提言活動を進めて行く事も大事な事と思います。

今年の確定申告より、新たな納税義務者も増してきますが、会としては消費税の完納、期限内納付、さらに納税資金の備蓄運動を推進していこうと考えております。

昨年は国政においても改革の波に押されてまいりましたが、私ども間税会でも上部団体では、東京各地区の連合会がブロック化し、東京都連に一本化するなど少しでも各単会の経費を節減し財政基盤の充実化を図るとともに各単会を活性化し会員増強につなげようと努力してまいりました。局間連では、総務・財政、会務運営、広報、税制と各委員会のもと一丸となり間税会の運営に取り組む事になっております。会員増強についても、月間を設け加入勧奨に当たり入会者数を会報で報告する等意識の向上を図り今後の間税会の発展に寄与することにしております。

現在国税庁でもインターネットを活用した、「e-Tax」で申告、納税の周知をしています。間税会でも全間連のホームページに各単会の情報も取込むよう働きかけております。いずれは豊島間税会としても賛同したらとは思っています。

旧年秋、豊島間税会では数年ぶりで青年部、女性部によります日帰り研修会を納税貯蓄組合連合会に協賛し挙行いたしました。紅葉の奥多摩路でしたが、一日楽しいひとときを持つ事ができました。今年も又更なる趣向をこらし続けたいと思います。これも会員の増に繋がることとなるでしょう。今後の会の発展は青年部、女性部の活発な活動と税務連絡協議会との協調にあると存じます。

結びに当たり会員の皆様方のご支援、ご協力をお願いすると同時に、間税会の発展と皆様方のご事業の発展ご健勝をお祈りし年頭の挨拶とします。



新年のご挨拶

豊島税務署長 田 中 豊

あけましておめでとうございます。豊島間税会の皆様とともに輝かしい新年を迎えることができましたことを光榮に存じております。

早いもので、私が着任してから半年が経ちましたが、この間、豊島間税会の役員及び会員の皆様から、税務行政全般に深いご理解とご協力を賜りました。まず、このことに対しまして心からお礼を申し上げます。とりわけ、「税を考える週間」をはじめとする各種の行事に率先してご参加いただくとともに、街頭広報や豊島納税貯蓄組合連合会と連携した多数の企画を実施され、顕著な活動実績を上げられたことに対しまして深く敬意を表します。

ところで、今日における社会経済情勢は、少子高齢化といった人口構成の変化をはじめとして、高度経済成長期における右肩上がりの経済の終焉、雇用慣行・形態の変化のほか、核家族化、晩婚・未婚化、共稼ぎ世帯の増加等による家族の多様化などあらゆる分野で大きく変わってまいりました。

このような社会経済情勢の変化や厳しさを増す昨今の税・財政の状況の下で、私どもとしましても、消費税法の改正に伴って新たに課税事業者となる納税者に対しましては、ともに適正申告と期限内納付をしていただくよう、豊島間税会をはじめとする関係団体のご支援をいただきながら広報・指導に努めてまいりましたが、今後とも引き続き、きめ細かに実施していく必要があります。また、このほか、確定申告書の自書・早期提出の一環として「確定申告書作成コーナー」の利用拡大、e-Tax(電子申告・電子納税)の一層の普及等に取り組んでいくこととしております。

このような状況の下で、豊島間税会の皆様におかれましては、これまで以上に、地域の皆様・関係団体と連携し、地域に根ざした活動をされるとともに、私どもに対しまして更なるご支援とご協力をいただけますようお願い申し上げます。

新春に当たり、豊島間税会の益々のご発展と、役員及び会員の皆様の益々のご健勝とご事業のご隆盛なることを心から祈念しております。

税を考える週間

豊島間税会青年部長 藤川盛弘

本年も税を考える週間（11月11日～17日）が行われました。本年度は「少子・高齢社会と税」をテーマとし、「消費税法の改正」、「国民電子申告・納税システム」の広報に重点をおき、豊島間税会でも11月11日（金）午前10時より池袋駅東口広場付近で豊島税務署より田中署長、酒井副署長、江澤統括官を始め、納税貯蓄組合連合会長、豊島税務連絡協議会の多数の役員の方、当会より若松会長及び役員の方、その他多数の署員の参加を得て、クリアファイルに税金についてわかりやすく解説した小冊子、ボールペンと絆創膏等をセットにして通行中の方々に配布し、PR活動を行って参りました。

11月14日（月）には納税表彰式が勤労福祉会館で挙行政され、11月17日（木）には、田中署長の講演会と酒販連合会主催の「きき酒会」が巣鴨信用金庫本店で盛大に行われ、当会も「メガネ洗浄コーナー」で参加し好評のうちに終了いたしました。

青年部の方では局間連主催の青年部、女性部合同大研修会が10月3日（月）日暮里サニーホールで開かれ、第一部が国税庁課税部課税総括課原孝公氏の「私たちの社会と税金」、第二部は東京宝塚劇場支配人小川甲子氏の「宝塚90年の歩み」講演会が行われ、今後の人口の減少と税の話など多方面からいただき、税の大切さを再認識する内容でした。

課税売上額も3,000万円から1,000万円に引き下げられ、これからの社会を見居ると消費税は今以上に大切な財源となることと思われます。今後は10%前後の税率となってしまうことは避けられないのですが、一律にするのではなく、贅沢品には高い税率、生活必需品には低い税率にするなどして所得の低い方々への負担が増えないような税率にしていきたいと思います。



この国の 未来をきづく 消費税

全間連 最優秀作品 松戸市立和名ヶ谷中学校 北崎 聡太

豊島間税会関連行事予定



平成18年1月17日	豊島税務連絡協議会団体長事務局長会議
1月17日	豊島税務連絡協議会賀詞交換会
1月19日	全管単位正副会長会、青年部長、女性部長合同会議
1月19日	全間連納税功労者表彰受賞祝賀会及び賀詞交換会
1月25日	豊島間税会会報17号発行
2月22日	豊島法人会共催印紙税実務講座
3月	確定申告への協力
4月	豊島税務連絡協議会団体長事務局長会議
4月	豊島間税会監査会、正副会長会
4月	豊島間税会役員会
5月	局間連総務・会務運営・広報・財務・各委員会
5月	豊島間税会通常総会
5月	局間連常任理事会
6月	局間連通常総会及び青年部、女性部総会
6月	豊島税務連絡協議会団体長事務局長会議
7月	豊島税務連絡協議会主催署幹部職員歓送迎会
7月	税の標語募集（全間連）
8月	豊島間税会正副会・役員会
8月	局間連常任理事会
9月	局間連総務・会務運営・広報・財務・各委員会
10月	局間連常任理事会
10月	全間連通常総会（仙台）
10月	局間連青年部、女性部大研集会
11月	「税を考える週間」行事
11月	納税表彰式
11月	「税の標語」入選発表会
12月	税法研修会、役員会、懇親会（酒販共催）

その他各団体の消費税、印紙税説明会については協賛する。

高齡化 社会を支える 消費税

全間連 優秀作品

松戸市立第二中学校 伊藤 弘亮

福岡市 土器 太洋

平成 17 度 納 税 表 彰

平成 17 年 11 月 14 日（月）平成 17 年度納税表彰式が豊島区立勤労福祉会館で
 挙行され下記の方々が受賞されました。おめでとうございます。
 尚、表彰祝賀会はメトロポリタンホテルで盛大に行われました。

◎豊島税務署長表彰

鎌田 俊一 殿（常任理事）

◎豊島税務署長感謝状

野村 要子 殿（常任理事 女性部長、納連理事）

井上 禎 殿（理事、酒販副支部長）

◎豊島税務連絡協議会表彰

牧野 雅之 殿（常任理事）

水上 春樹 殿（常任理事）

鴨下 六郎 殿（酒販 長崎副支部長）

花井 康明 殿（酒販 目白高田支部班長）



===== 平等に 支える財源 消費税 =====

長崎市 島崎 昭博

受賞者の喜びの声

豊島間税会 女性部長

野村 要子

皆さま良き新年をお迎えの事とお慶び申し上げます。

昨年は、私にとっても思いもかけない豊島税務署長感謝状を頂き大変良い年になりました。振り返ってみますと、間税会での活動はわずか5年程で何のお役にも立っておりませんが、この度このような表彰を頂き恐縮しながらも大変光栄に思っております。これも役員の皆様方のご指導と温かい励ましによるものと深く感謝いたしております。

今、間税会は本年3月末に納期を迎える改正消費税の滞納未然防止の活動を積極的に取り組んでいるところでございますが、私もこの受賞を励みとして微力ではありますがお役に立てればと心を新たにしております。

これからも、署並びに会の皆様方のご指導をお願い申し上げます。ありがとうございました。

受賞にあたって

理事 鎌田 俊一

新年 明けましておめでとうございます。

昨年は思いもよらなかった豊島税務署長様よりの感謝状を頂き身の引き締まる思いと、今後とも会の発展に微力ながらお手伝いする決意を改めて認識した次第です。

さて長らく低迷していた日本経済もようやく底を脱出した感があり、多少なりとも上昇の機運の兆しがみられるが、国の財政面ではいまだに改善されず、将来的には収入と支出との一致化を目指す方向のなか、年金、医療費の支出の増加は明らかであり、小泉政権化で封印されていた消費税率のアップも、本年度の小泉退陣以降は、その時期アップ率が次期政権を担う政権担当者の重要な争点になるのは当然であり、消費税行政の側面のお手伝いを行っている間税会の役割もますます重要性が高まり、多少なりとお手伝いできれば幸と思います。

又個人的な見解ではありますが消費税率のアップに伴い、消費税の逆進性の問題がクローズアップされて食料品等は税率を据え置くとの案が聞かれますが、税務事務にたずさわる担当としては、過去の贅沢品に賦課する物品税において、贅沢品・非贅沢品の判定に苦慮したことが思い出され、単一税率のまま逆進性の点は他の方法にて解決することを希望いたします。

本年も会員の皆様のご多幸とご事業の発展を心よりお祈り申し上げます。

//////////////// 消費税 あなたの暮らしに 生きてます //////////////////

伊勢市 福田 あゆみ

上部団体行事

(平成17年1月～12月)

平成17年1月17日	豊島税務連絡協議会団体長事務局長会議	16時	サンシャイン
1月17日	豊島税務連絡協議会主催賀詞交換会	17時	サンシャイン
1月18日	全管単位会長、青年部長、女性部長合同会議	15時	プリンスホテル
1月18日	全間連納税表彰受賞祝賀会	17時	プリンスホテル
1月26日	法人会共催改正消費税説明会	15時	東京信用金庫
1月27日	同上	16時	新東京木材会館
2月 2日	同上	16時	ベルクラシック
2月 3日	間税会主催改正消費税説明会	14時	染井銀座会館
2月 8日	法人会共催改正消費税説明会	16時	勤労福祉会館
2月10日	同上	15時	巣鴨信金本店
2月14日	城西連合会正副会長会、役員会	15時	中野西武信金
4月 5日	豊島税務連絡協議会団体長事務局長会議	10時	豊島税務署
4月15日	豊島間税会役員会	14時	青申会館
5月12日	局間連会務運営委員会	13時半	局間連事務局
5月24日	豊島間税会通常総会	16時	勤労福祉会館
5月30日	城西連合会正副会長会、役員会	14時	中野 西武信金
6月14日	城西連合会通常総会	16時	中野サンプラザ
6月24日	局間連通常総会	16時	東京プリンス
7月 8日	局間連幹事専門委員会会議	13時半	局間連事務局
7月27日	豊島税務連絡協議会団体長事務局長会議	16時	ベルクラシック
7月27日	豊島税務連絡協議会主催署幹部職員歓送迎会	17時	ベルクラシック
8月 2日	局間連常任理事会	13時半	四谷弘済会館
9月 5日	局幹部との意見交換会	13時半	局間連事務局
9月12日	局間連広報委員会会議	13時半	局間連事務局
9月15日	局間連会務運営委員会	13時半	局間連事務局
9月16日	豊島間税会役員会	14時	青申会館
9月26日	都連常任理事会	13時半	局間連事務局
9月29日	局間連幹事、専門委員長会議	13時半	局間連事務局
10月 3日	局間連青年部、女性部大研修会	14時	日暮里サニーホール
10月13日	局間連単位会長会議	12時	全日警
10月18日	「税の標語」選考会	13時半	局間連事務局
10月20日	全間連通常総会(広島)		
10月26日	局間連常任理事会	13時半	四谷 弘済会館
11月11日	「税を考える週間」街頭PR活動	9時半	池袋東口
11月14日	納税表彰式	15時	勤労福祉会館
11月17日	「税の標語」表彰式	14時半	松竹会議室
11月22日	日帰り研修会	8時～	奥多摩方面
12月 6日	局間連幹事専門委員長会議	18時	西新井

間税会とは

間税会は、間接税についての唯一の税務関係民間団体で、次のような理念や目的を持って活動している会です。

- ① 間税会は、消費税を中心とした間接税の納税者で組織する団体です。
(注) 間接税とは、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油石炭税、石油ガス税のように、納税者と担税者が異なる税で、この税金分は通常、取引価格に上乗せされて取引先に転嫁されていきます。
なお、印紙税も、一般に間接税等として、広い意味の間接税に含まれます。
- ② 間税会は、間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力しています。
- ③ 間税会は、会員企業の健全な発展に寄与するために、いろいろの情報を提供したり、会員間の交流を図っています。
- ④ 間税会は、会員以外の方にも消費税などについて参考となる情報を提供しています。
- ⑤ 間税会は、次のことを目的として活動しています。
 - イ 会員企業の発展
 - ロ 税務知識の習得と普及
 - ハ 税務行政への協力
- ⑥ 間税会は、次のような役割と使命を担っています。
 - イ 会員企業の立場で、税制及び税務執行の改善のための提言と国税当局とのパイプ役となります。
 - ロ 会員企業にとって必要な税務や経営のための情報を提供します。
 - ハ 会員相互の連帯と協調を図り、企業の発展と会員の福利厚生に寄与します。
 - ニ 会員以外の方に対しても消費税についての啓蒙・広報を行います。
- ⑦ 間税会は、「消費税 活かすみんなの 間税会」をキャッチフレーズとしています。

間税会加入のお勧め

* 間税会の会費はいくらですか？

個人、法人と格差はありますが最低年額4800円からです。

皆様のご参加をお待ちしております。ぜひ入会下さい。

お問い合わせは下記までに

事務局：豊島区駒込3-30-1 (有) ネモト時計店 根本

TEL・FAX 3910-2905

見直そう 考え直そう 税の価値

市原市 松延 益次郎

＜年会費の納入について＞

事務局よりお願い

平素は当会にご協力を戴き感謝申し上げます。

平成17年度の会費を未納の方がいらっしゃいます。

平成18年3月で決算となります。お手数ですが未払いの方は至急下記へご納入下さるようお願い申し上げます。

年会費 4,800 (個人) より

払込先 巣鴨信用金庫本店

東京信用金庫本店

普通預金 No.905228

普通預金 No.2137682

豊島間税会 会長 若松 隆雄

Capital 電気計測器設計製造販売

株式会社 キャピタル・インテック

代表取締役 若松 隆雄

豊島区東池袋 4-13-8

事務所：戸田市中町2-20-5

TEL: 048-434-6722

FAX: 048-434-6723

E-mail SGQ 03053 @nifty.ne.jp

池袋木工株式会社

代表取締役 丸山 雄一

豊島区池袋 3-18-22

TEL: 03-3957-5201

宝石・メガネ

丸木時計店

代表者 丸木 和男

豊島区巣鴨 3-37-2

TEL: 03-3918-4936

小池製作所

代表者 小池 正仁

豊島区西池袋 3-9-8

TEL: 03-3982-0330

全国間税会総連合会

インターネットホームページ

<http://www.kanzeikai.jp>

E-mail info@kanzeikai.jp

ホームページを開くと間税会の詳細を知る事が出来ます。

消費税 活かして豊かな 国づくり

局間連 最優秀作品 船橋市 藤方 芳夫

東京納税貯蓄組合総連合会 会長賞

「日本と世界の税の違い」

巣鴨北中学校

長 内 結

15歳の僕たちに関係のある税は消費税ぐらいだと思います。しかし、大人になると別です。日本には、多種多様の税があり、サラリーマンは月に1回、給料から税金を納めています。まったく税という物を知らなかった僕は素直に驚きました。

最近、税金を高いと言っている人を良く見かけます。確かに所得税・消費税・資産税など支払う税はたくさんあります。人それぞれ違いがありますが、国民一人当たり約60万円を払っているというデータがでています。はたしてこれは高いのだろうか。と疑問に思いました。

今の日本では、少し具合が悪いと救急車が来てくれます。それに道を歩けばみんなで遊べる公園があります。ゴミを指定の場所においておけば回収してくれます。学校でも進級すれば新しい教科書がもらえます。これらの事は僕たちが受ける当たり前のサービスなのでしょうか。これらの費用は、税金から出ていて使われています。

他の先進国ではほとんどが日本より高い納税額です。日本より納税額が低いのはアメリカぐらいです。けれども多くの人が望んでいる様な「安い納税額」のアメリカは逆にお金を多く支払います。学校の教育費、施設費をすべて自分の家で払い、ケガをしたら多くの医療代を自分で支払わなければなりません。

それに比べて、納税額が一番高いスウェーデンは納めるお金こそ高いですが、とても有効に使われています。老人施設などバリアフリーにおいて世界で1位なのは税金のおかげと言っても過言ではないと思います。けれど日本とスウェーデンでは税金に対するあきらかな違いがあります。それは、税金を「とられる」という日本人の意識と「責任を果たす」「当たり前の事」というスウェーデン人の意識の違いです。

昔、日本は米を税として納めていました。一生懸命耕して育て作った米を奪い取られてしまうという日本の歴史から「うばわれるもの」というイメージが付いてしまったのかもしれませんが。この意識をスウェーデンの様に当たり前の様に感じる事が日本には大事で、滞納や脱税を無くすきっかけになると思います。

自分もあと数年たてば税金を納めなければなりません。今、税金の事を調べ理解したからこそ自分の責任を果たそうという気持ちになります。今後、もっと税を知るにつれ、税金の大切さを意識しながら納めていけるとと思います。

税金を納めるという事は、責任を持ち、周りの人々と助け合う第一歩だと思いました。

助け合う 社会をつくる 消費税

局間連 優秀作品 松戸市立河原中学校 岡本 洸太

「父とビールと税金」

豊島区立西池袋中学校 3年1組

宍戸 加奈

私の父は、ビールが好きで毎日のように飲んでいる。先日、父が私に「ビールは、ほとんど税金だから社会貢献しているんだよ。」と言ってきた。私はよく意味がわからなかったのでさっそく調べてみる事にした。

私が唯一知っている税金は、買い物をした時に支払う消費税ぐらいだ。それも言葉だけで内容まではわからない。そもそも税金とは何だろうか。辞典でしらべてみると「国または地方公共団体がその経費に充てるために、国民、住民から徴収するお金のこと」「国民三大義務の一つ」とある。前に書かれている経費がいわゆる税金ということになるらしい。では、その経費について身近なものでどんな事がらがあるかという、ゴミ収集、道路交通機関の整備、上下水道の管理、安全を守るための警察、消防、救急隊の費用、医療にかかる公共負担、図書館や体育館などの公共施設の運営、他国への経済協力、国際連合の活動資金などがある。

では、父の言っていたビールを飲んで社会貢献をしているとは、どういうことだろうか。ビールに課している税金は酒税ということになる。酒税はビールとビール以外に分けられ、ビール以外の酒税額はアルコール度数で決められ、ビールは麦芽の使用比率で税率が異なる。父がよく飲む発泡酒1本あたりに払っている税金は、およそ77.7円に相当する。購入額約150円だとすると半分以上が税金にあたるわけだ。知らず知らず税金を払って、払った税金が皆の為に使われる事になり、これで父の言っていたビールを飲むと社会貢献につながる意味が理解できた。

ビール一つについて調べてみてもこれだけの税に関する事がわかったのだから、税金を知るにはもっと複雑で知らない事、分かりづらい部分がいっぱいあると思った。

私達の意識の中で“税金をとられている”とか“なるべく払いたくない”という気持ちが働いてしまうのは、税金に対する知識が乏しいからだと思う。やはりわかりやすい税金の流れ、何に使われるのか、どう使うかを、具体的に示すべきだと思う。そして私達も税金に対して興味を持ち、知ろうとする気持ちが大切だと思った。

父には、ビールを飲んで大いに社会貢献してもらいたい所だけど、飲みすぎには注意してほしい。

平成17年度 税の知識コンクール

税務署 税の知識コンクール 税の知識コンクール

////////////////// 考えよう みんなの暮らしと 消費税 //////////////////

船橋市立豊富中学校 竹田 洋太郎

松戸市立新松戸南中学校 林 奈々子

「税が救う尊い命」

駒込中学校3年B組10番

木下 真里奈

私は税についての知識がほとんどありませんでした。だから、私達が普段納めている消費税などの税金は、納められた後にどこへ行き、何に、どの様に使われているのかよく分からなかった。税という言葉からイメージされるのは、国民にとって大きな負担であるというのが大きく、何も良いことはないのではないかと考えていました。

しかし、実際に税金の使い道を調べてみると、社会保障関係費、公共事業関係費、防衛関係費、国債費、地方交付税交付金等に使われていることが分かりました。その中で、私が一番驚いたのは、日本の税金が国際貢献に使われていたことです。これは発展途上国の経済発展や経済開発、または福祉の向上のために経済協力費として、日本の税金の歳出額の約1%を計上していて、この額は世界においてもトップクラスであるそうです。私は海外支援をするのは、ユニセフ募金や24時間テレビのチャリティー募金などのボランティア活動で行っているのがほとんどであると思っていました。私は普段、何気なく納めている税金がアジアやアフリカ、中南米などの学校に行きたくても行けない子供や食料がなく飢えていく子供、病気にかかってもお金がなく処方できない子供達のために使われているなんて思いもしませんでした。また平成17年度に援助した総額は7,404億円にもおおよぶそうです。でもそのお金で何人もの人々を救うことができるのは本当にすばらしい事だと思います。私達は幼い頃から何の不自由もなく裕福な暮らしをしていたので、貧しい国々の大変さや苦しみを理解することは難しいけれども、私はこの海外支援を続けていくためにも、日本人一人一人がこれからも真面目にきちんと税金を納めていくことが一番重要なのではないかと思います。そして税金を正しく活用させていくのも大切だと思います。現代の日本の若い人達は税が何に使われているのか分からずに納めていて、安全で便利で、豊かな生活を当たり前の様に過ごしている人がほとんどだと思います。しかし、私達が納めている税金で、道路が整備されたり、警察などの公共サービスによって夜でも安心して寝られたり、保険制度により少ない負担で治療が受けられるのだということを知っていてほしいと思います。それを理解すれば、普段何の感心もなく納めている税金が、また今までとは違った風に見えるのではないかと思います。そして何よりも私達が納めている税金で人の命を救っているということを知って欲しいです。

私はこの税の作文を通じて、税は一人一人がきちんと納めて、正しい使い道をしなくてはならないのだということや、私達の税金で世界各国の尊い命を救っていたということが分かりました。私はこれから、もっと税の事を理解して、海外支援を続けたいです。

記帳して 預かり納める 消費税

千代田区 的場 史紋

納税だより

確定申告特集号

申告書は ご自分で書いて 提出はお早めに!!

申告と納税の期間は次のとおりです。

所得税

2月16日(木)～3月15日(水)

贈与税

2月1日(水)～3月15日(水)

個人事業者の

消費税及び地方消費税

1月4日(水)～3月31日(金)

※各税の納期限は上記の最終日です。

還付を受けるための申告書は1月から提出できます。

なお、税務署の駐車場は4月中旬まで使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。

国税庁HP
<http://www.nta.go.jp>
確定申告書等作成コーナー
作成!⇒印刷!⇒提出!
(提出は郵送等でもOK!)
ぜひ一度試してみてください!!



確定申告書等作成コーナー

▼平成16年分作成コーナーはこちら

▶ **所得税の確定申告書作成**
所得税の確定申告書の作成を助めます。

▶ **青色申告決算書・収支内訳書作成**
青色申告決算書・収支内訳書の作成を助めます。

▶ **消費税等の確定申告書作成**
消費税等の確定申告書の作成を助めます。

▼過去の年分はこちら

▶ **過去の年分の申告書作成**
平成14・15年分の所得税の確定申告書の作成を助めます。

▼e-Taxのご案内

各作成コーナーでは、e-Taxソフトに引き継ぐための「電子申告用ファイル」を作成することができます。
e-Taxのご利用案内はこちらから

[インターネットe-Tax](#) [くわしくはこちら!](#)

▼関連リンクはこちら

[タスクアサナ](#) [国税庁](#) [電子申告](#)

平成17年度 税の標語コンクール

最優秀賞 「納めよう 明るい社会 築くため」

豊島区立池袋第一小学校 5年 金子大起君

年金受給者のための確定申告書作成説明会

開催日	会 場	時 間
1月30日(月)	豊島区民センター (東池袋 1-20-10)	午前の部 9時30分～11時30分 午後の部 13時30分～15時30分 先着順に開始時刻まで受付を行い、満席になり次第、受付を終了しますので、あらかじめご了承ください。
1月31日(火)		※ 公的年金・給与以外の収入のある方は、説明会の対象となっております。

年金受給者及び給与所得者のための確定申告書作成説明会

開催日	会 場	時 間
2月1日(水)	長崎第三区民集会室 (長崎 2-27-18)	いずれも 9時30分～16時00分 午前の受付は11時30分まで、午後の受付は15時30分までです。 会場の混雑等により早めに受付を締め切る場合もありますので、ご了承ください。
2月2日(木)	千早社会教育会館 (千早 2-35-12)	
2月3日(金)	駒込社会教育会館 (駒込 2-2-2)	
2月6日(月)	南大塚社会教育会館 (南大塚 2-36-1)	
2月7日(火)	豊島区民センター	
2月8日(水)	(東池袋 1-20-10)	

税理士会が行う無料申告相談

開催日	会 場	時 間
2月16日(木)～ 3月15日(水) (土・日曜日を除く)	豊島区民センター (東池袋 1-20-10) 税務経営指導所 (西池袋 3-30-3 西池本ビル 3階 東京税理士会豊島支部内)	いずれも 9時30分～16時00分 午前の受付は11時30分まで、午後の受付は15時30分までです。 会場の混雑等により早めに受付を締め切る場合もありますのでご了承ください。
2月20日(月)～ 2月22日(水)	長崎第三区民集会室 (長崎 2-27-18)	※ 小規模事業者を対象としておりますが、年金受給者や給与所得者の方の申告相談も行っております。
2月27日(月)～ 3月2日(木)	東部区民事務所 (北大塚 1-15-10)	※ 譲渡所得のある方や相談内容が複雑な方はご遠慮ください。
3月2日(木)～ 3月3日(金)	駒込社会教育会館 (駒込 2-2-2)	

納税は安心して便利な口座振替で！(手続きは、税務署又は金融機関の窓口にお尋ねください。)

※ 口座振替をご利用の皆様へ

平成 17 年分確定申告の振替日は

所 得 税 4月20日(木)

個人事業者の消費税・地方消費税 4月27日(木)

(前日までに預貯金残高の確認をお願いします。)



**「不動産売買契約書」や「建設工事請負契約書」の
印紙税の軽減措置が延長されました。**

○ 軽減措置の概要

「不動産の譲渡に関する契約書」又は「請負に関する契約書（建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限られます。）」のうち、これらの契約書に記載された契約金額が1千万円を超えるもので、平成17年4月1日以降、平成19年3月31日までの間に作成されるものについても、印紙税の軽減措置が適用されます。

* これまでは、平成9年4月1日から平成17年3月31日までに作成されるこれらの契約書について軽減措置の対象とされていました。

【注】 建設工事とは、建設業法第2条に規定する土木建築に関する工事の全般をいいます。

したがって、建設工事に該当しない、建物の設計、建物機械等の保守、船舶の建造又は家具・機械等の製作若しくは修理等のみを定める請負契約書は、軽減措置の対象とはなりません。

○ 軽減後の税率

軽減措置の対象となる契約書に係る印紙税の税率はその契約書に記載された契約金額につき、下表の「契約金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、下表の「軽減後税率」欄の金額となります。

契 約 金 額	本 則 税 率	軽 減 後 税 率	参 考 (軽減額)
1千万円を超え5千万円以下のもの	2万円	1万5千円	5千円
5千万円を超え1億円以下のもの	6万円	4万5千円	1万5千円
1億円を超え5億円以下のもの	10万円	8万円	2万円
5億円を超え10億円以下のもの	20万円	18万円	2万円
10億円を超え50億円以下のもの	40万円	36万円	4万円
50億円を超えるもの	60万円	54万円	6万円

税務署からのお知らせ

イータックスを使えば、こんなことが大変便利



1. 自宅やオフィスからインターネットを利用して申告ができます。
所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告ができます。
2. ATMやインターネットバンキング等を利用して納税ができます。
金融機関の窓口と並ばずにすべての税目の納税ができ、回数の多い手続には大変便利です。(特に源泉所得税の毎月納付分など。)
3. 申請・届出等ができます。
青色申告の承認申請、納税地の異動届出、電子納税証明書の交付請求、法定調書の提出などができます。

イータックスだからカンタン



1. e-Taxの申告データを作成する際には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると便利です。
*国税庁ホームページアドレスは、<http://www.nta.go.jp>です。
2. e-Taxに対応した市販の財務会計ソフトを利用されている場合は、それを使って申告・納税用のデータを作成できます。

「e-Tax」をご利用いただくための 3 つのステップ

全ての手続がオンラインでらくらく



Step 1

開始届出書を税務署に提出してください。

※インターネットを利用して提出ができます。

Step 2

税務署から利用者識別番号等の通知書とe-TaxソフトのCD-ROMが送付されます。

Step 3

e-Taxを利用する際に必要な電子証明書などを登録していただきます。

e-Taxをご利用の際には、事前に電子証明書の取得が必要となります。e-Taxで利用可能な電子証明書については、e-Taxホームページをご覧ください。また、電子証明書がICカードで発行される場合は、ICカードリーダライタが必要となります。なお、電子証明書の具体的な取得方法及び費用につきましては、各電子証明書の発行機関へお尋ねください。

「e-Tax」のご利用時間 平日 午前9時～午後9時

- ご利用時間については、今後変更する場合がありますので事前にe-Taxホームページで確認してください。
- 申告・納税用のデータの作成はe-Taxソフト等を利用して、いつでも行うことができます。

もっと詳しい情報は
e-Tax
ホームページへ

www.e-tax.nta.go.jp

○「e-Tax」の最新情報やご利用にあたっての手続等について説明しています。

お問合せ・ご不明の点は
ヘルプデスクへ

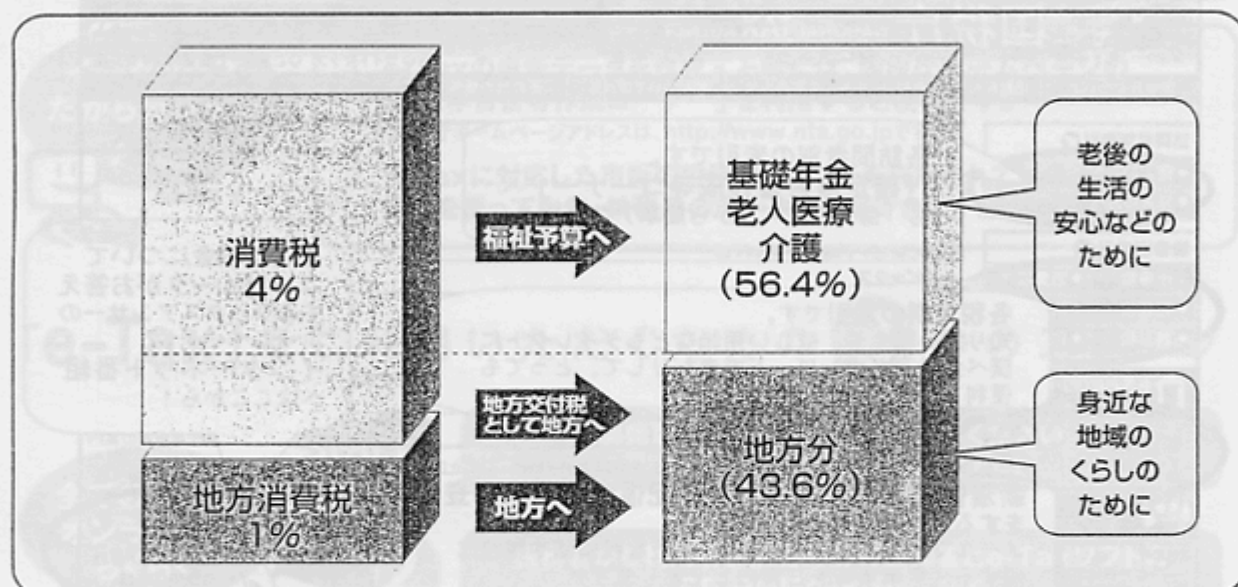
0570-015901
利用時間: 平日 午前9時～午後5時

- *利用開始のための手続やe-Taxソフトに関するご質問にお答えします。
- *ご利用時間については、今後変更する場合がありますので事前にe-Taxホームページで確認してください。
- *全国どこからでも市内通話料金でご利用になれます。

消費税の使い道

< 老後と地域を支える消費税 >

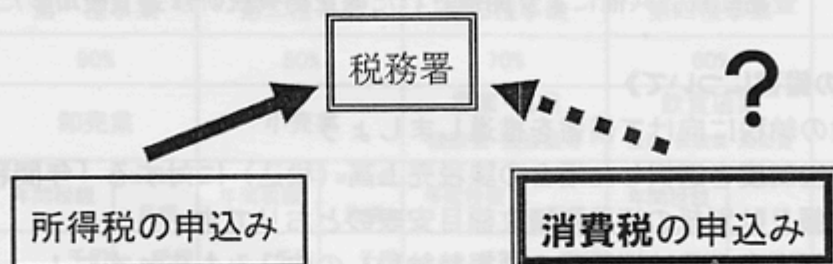
5%の消費税のうち、半分以上が広く私たちの老後の生活の安心などを確保するための福祉予算に使われています。



個人事業者の消費税の納税には振替納税をご利用ください

所得税と同じように消費税も振替納税がご利用いただけます。

消費税の振替納税のお申込みはお済でしょうか。



振替納税についてのお問い合わせは税務署の管理部門へ

3984-2171(内線 251・252)

新年明けましておめでとうございます

豊島優申会

会 長	稲 川 辰 男	株 日 出
副 会 長	浦 野 辰 三 郎	浦 野 工 業 株
"	水 上 春 樹	二 和 電 気 株
会 計	窪 川 典 水	株 文 祥 堂 洋 紙 店
幹 事	牧 野 雅 之	マ キ ノ 製 缶 株
"	平 栗 哲 夫	株 セ イ コ ー ア ド バ ン ス
"	齊 木 勝 好	株 新 光 商 事
"	石 黒 義 英	株 読 売 P R
"	斎 藤 英 子	株 池 栄 青 果
監 事	太 田 博 之	協 同 商 事 株
"	伊 東 佑 浩	昭 英 化 学 株
顧 問	遠 藤 喜 代 治	株 遠 藤 製 館
"	新 倉 康 榮	株 タ カ サ ゴ

改正消費税「一声運動」資料

平成17年10月25日（火）豊島区産業プラザにて豊島納税貯蓄組合連合会主催
豊島間税会共催により開催された改正消費税研修会で使用した資料より抜粋

《消費税の備蓄について》

消費税の納税に向けて備蓄を推進しましょう

簡易課税制度を選択した場合の課税売上高（税込）に対する「年間税額」「積立目安月額」は別紙の消費税積立額目安表のとおりです

なお、個人事業者は消費税の「振替納税」の申込みも忘れずに！

【個人事業者へのアドバイス】

改正消費税のうち平成17年分の申告についてのアドバイス（ポイント）

○ 消費税法改正（平成15年度税制改正）のポイント

- ① 免税の上限が3千万以下から1千万以下に引下げ（基準期間平成15年）
- ② 簡易課税の上限が2億円から5千万円に引下げ（基準期間平成15年）
- ③ 申告納付（確定申告・中間申告）回数が改正

○ 簡易課税制度とは

課税仕入れ等に係る消費税を事業区分ごとに「みなし仕入率」で計算

○ 簡易課税制度の選択する場合

届出書は17年分に限り（通常は前年末まで）17年中に提出でOK

- ・ 届出後17、18年分は継続適用しなければならない
- ・ 同制度の選択不適用届出書を提出しない限り継続される

【簡易課税制度のメリット・デメリット】

○ メリット

「みなし仕入率」で計算できるため、課税仕入れ等の集計計算や仕入控除税額の計算等の事務負担がかからない

○ デメリット

大規模な設備投資をした場合に、課税仕入れ等が大きくなり、本則課税制度のほうが簡易課税制度よりも有利となる場合がある。

つまり、簡易課税制度を選択すると、課税仕入れ等に係る消費税額が、課税売上げに係る消費税額を上回る課税期間があっても、消費税の還付が受けられない

消費税積立額目安表

事業区分	消 費 税 額									
	第一種事業		第二種事業		第三種事業		第四種事業		第五種事業	
みなし仕入率	90%		80%		70%		60%		50%	
課税売上高 (税込)	卸売業		小売業		農業・漁業 建設業・製造業等		飲食店業 金融・保険業・加工賃		不動産・運輸・通信業 理美容業等のサービス業	
	年間税額	積立目安 月額	年間税額	積立目安 月額	年間税額	積立目安 月額	年間税額	積立目安 月額	年間税額	積立目安 月額
万円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1,000	47.5	4.0	95.1	7.9	142.7	11.9	190.3	15.9	238.0	19.8
1,100	52.3	4.4	104.7	8.7	157.1	13.1	209.5	17.5	261.8	21.8
1,200	57.1	4.8	114.2	9.5	171.3	14.3	228.5	19.0	285.6	23.8
1,300	61.8	5.2	123.7	10.3	185.6	15.5	247.5	20.6	309.5	25.8
1,400	66.6	5.6	133.2	11.1	199.8	16.7	266.6	22.2	333.2	27.8
1,500	71.3	5.9	142.7	11.9	214.2	17.9	285.6	23.8	357.1	29.8
1,600	76.1	6.3	152.3	12.7	228.5	19.0	304.7	25.4	380.8	31.7
1,700	80.8	6.7	161.8	13.5	242.7	20.2	323.7	27.0	404.7	33.7
1,800	85.6	7.1	171.3	14.3	257.1	21.4	342.7	28.6	428.5	35.7
1,900	90.3	7.5	180.8	15.1	271.3	22.6	361.8	30.2	452.3	37.7
2,000	95.1	7.9	190.3	15.9	285.6	23.8	380.8	31.7	476.1	39.7
2,100	100.0	8.3	200.0	16.7	300	25.0	400	33.3	500.0	41.7
2,200	104.7	8.7	209.5	17.5	314.2	26.2	419	34.9	523.7	43.6
2,300	109.5	9.1	219.0	18.3	328.5	27.4	438	36.5	547.5	45.6
2,400	114.2	9.5	228.5	19.0	342.7	28.6	457.1	38.1	571.3	47.6
2,500	119.0	9.9	238.0	19.8	357.1	29.8	476.1	39.7	595.1	49.6
2,600	123.7	10.3	247.5	20.6	371.3	30.9	495.1	41.3	619.0	51.6
2,700	128.5	10.7	257.1	21.4	385.6	32.1	514.2	42.9	642.7	53.6
2,800	133.2	11.1	266.6	22.2	399.8	33.3	533.2	44.4	666.6	55.6
2,900	138.0	11.5	276.1	23.0	414.2	34.5	552.3	46.0	690.3	57.5
3,000	142.7	11.9	285.6	23.8	428.5	35.7	571.3	47.6	714.2	59.5
3,500	166.6	13.9	333.2	27.8	499.8	41.7	666.6	55.6	833.2	69.4
4,000	190.3	15.9	380.8	31.7	571.3	47.6	761.8	63.5	952.3	79.4

(注) 1 この表は、消費税率5%(地方消費税1%を含む)で簡易課税を適用した場合の試算です。

2 積立目安月額は、年間税額を12等分した金額(端数処理)です。

消費税の相談は

豊島税務署
3984-2171

法人 → 法人課税第3部門へ

個人 → 個人課税第1部門へ

明けてましておめでとうございます

豊島酒販連合会

東京小売酒販組合	副理事長	藤田利久
東京小売酒販組合	理事	戸澤為利
豊島酒販連合会	会長	石井陽一
	副会長	土尾英夫
	〃	山寄和弘
	〃	戸澤為利
	〃	松崎吉孝
	事務局長	小林常悦

酒類のお買い求めは地元の酒販店で!

//////////////// 将来を みんなで支える 消費税 //////////////////

流山市立西初石中学校 吉川 侑希

謹 賀 新 年

会 長	若 松 隆 雄	(株)キャピタルインテック)
副 会 長	根 本 弘 三	(有)ネモト時計店)
"	戸 澤 為 利	(株)川口屋)
"	山 寄 和 弘	(株)小西商店)
"	丸 木 安 恵	(丸木時計店)
"	石 井 陽 一	(有)三豊酒店)
(法人部会長)	平 栗 哲 夫	(株)セイコーアドバンス)
印紙税部会部長	橋 本 啓 二	(株)東武百貨店)
青 年 部 長	藤 川 盛 弘	(株)アマランス)
女 性 部 長	野 村 要 子	(野村商事)
監 事	丸 山 雄 一	(池袋木工株)
監 事	橋 本 弘 孝	(ジュエリー アンド ウォッチ 橋本)

編 集 後 記

会報ページ下の標語は平成17年度「税を考える週間」行事の一環として、全国間税会総連合会、東京国税局間税会連合会により7月1日から7月31日までの間、間税会員、その家族や知人などのほか、インターネットを通じ、又各単会より、広く一般の方々から、第13回「税の標語」を募集したもので、記載されたものはその中から最優秀、優秀賞に輝いた作品です。平成17年度も又募集を実施致しますので是非応募にご協力お願い致します。応募先はインターネット又は豊島間税会事務局にお願いします。(ホームページアドレスは9ページ下に掲載)

中学生の作文は、豊島納税貯蓄組合連合会で毎年豊島区内の中学校にお願いし募集した作品の優秀作品です。豊島税務署では豊島税務連絡協議会、豊島都税事務所、豊島区、区教育委員会、PTA関係において「豊島租税教育推進協議会」を結成し、児童・生徒に租税教育を推進しております。間税会で作成しています世界の消費税を示した地図入りクリアファイルも租税教室の開催を通じ配布し有効に利用しています。

昨年より間税会のキャッチフレーズを「消費税 正しく育てる 間税会」より「消費税 活かすみんなの 間税会」と変更致しました。

心のふれあいを大切にする

事業内容▶ファッション商品（ジュエリー、
婦人アパレル、きもの、インポート雑貨等）
の卸・販売。

株式会社

代表取締役 櫻 澤 英 樹

本 社 東京都豊島区西池袋5丁目17番14号
〒171-8520 TEL 03(3988)8740(代表)

冷暖房・温湿度調整装置・乾燥・換気
装置設計施工並にダクト工事請負
送風機・クーリングタワー製作

調和工業株式会社

代表取締役 浅見 正 顕

本社 豊島区巣鴨 5-5-2
TEL: 03-3918-4184

(有)ネモト時計店

代表取締役 根 本 弘 三

豊島区駒込 3-30-1
TEL:FAX: 03-3910-2905

Amaranth

株式会社 アマランス

代表取締役会長 藤 川 節 子

豊島区西池袋 5-14-8 東海池袋ビル
TEL: 03-3988-7671
FAX: 03-3988-7668
URL <http://www.amaranth.co.jp>

株式会社 セイコー アドバンス
Seiko advance Ltd

代表取締役 平 栗 哲 夫

本社 豊島区南池袋 2-27-5
TEL: 03-3987-5111(代)
FAX: 03-3987-5149
URL <http://www.seikoadvance.co.jp/>



発 行	平成18年1月吉日
発行者	豊島間税会
会 長	若 松 隆 雄
事 務 局	豊島区駒込3-30-1 （有）ネモト時計店 根 本 弘 三 TEL・FAX：3910-2905



間税会は、改正消費税の周知活動に取り組んでいます。